

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 6 月 14 日 (金) 第 523 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (生活衛生課取扱い) 2
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (通信制) (生活衛生課取扱い) 3
- くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 3
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (4 件) (農地整備課取扱い) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 5
- 令和 6 年度高圧ガス等免状交付業務委託 (消防保安課取扱い) 6

公 告

- 落札者等の公告 (デジタル推進課取扱い) 6
- 令和 6 年度家畜商講習会開催公告 (畜産振興課取扱い) 6
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 7

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県知事選挙における選挙人名簿登録の基準日 (選挙管理委員会取扱い) 8
- 鹿児島県知事選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日 (選挙管理委員会取扱い) 8

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告 (生活安全企画課取扱い) 8

正 誤

- 鹿児島県公報第512号 (令和 6 年 5 月 7 日付け) の一部訂正 (自然保護課取扱い) 11
- 鹿児島県公報第517号 (令和 6 年 5 月 24 日付け) の一部訂正 (※) (職員課取扱い) 11
- 鹿児島県公報第502号の20 (令和 6 年 3 月 29 日付け) の一部訂正 (※) (県立病院課取扱い) 11

告 示

鹿児島県告示第476号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 6 年 6 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションデューン霧島	霧島市国分野口東 9-38 山翠ビル 202 号	株式会社 N・フィールド	大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 4 号アクラ堂島東	森本 立成	令和 6 年 3 月 1 日	訪問看護

訪問看護ステーションゆい	霧島市国分福島二丁目14-9	株式会社えん	霧島市国分福島二丁目14-9	玉城 一代	令和 6 年 3 月 1 日	訪問看護
ヘルパーステーションちやのか	曾於郡大崎町持留1167番地4	株式会社ハッピーサポート	曾於郡大崎町持留1167番地4	松波 明子	令和 6 年 4 月 1 日	訪問介護
訪問介護事業所千乃華	肝属郡肝付町後田3239番1	一般社団法人美誉会	肝属郡肝付町後田3239番1	平野むつみ	令和 6 年 4 月 1 日	訪問介護
訪問看護ステーションほほ笑み	鹿屋市串良町上小原4606-3宝来貸家F棟	R e t r y Z 合同会社	鹿屋市串良町上小原5286番地1	吉永 雄二	令和 6 年 4 月 1 日	訪問看護
訪問看護ステーションパピ	曾於市末吉町南之郷字榎山4857-7	特定非営利活動法人夏の風	曾於市末吉町二之方144-4	平山 亜衣	令和 6 年 4 月 1 日	訪問看護
訪問看護ステーションいいだっか。	奄美市名瀬末広町1-6ベルメゾン21 407	合同会社 I D K	奄美市名瀬朝仁新町18番27号	島崎 智子	令和 6 年 4 月 1 日	訪問看護
奄美佳南園デイサービスセンター	奄美市名瀬平田町7番15号	社会福祉法人聖隷福祉事業団	静岡県浜松市中中央区元城町218番地26	青木 善治	令和 6 年 4 月 1 日	通所介護

鹿児島県告示第477号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 6 年 6 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションデューン霧島	霧島市国分野口東9-38山翠ビル202号	株式会社N・フィールド	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館	森本 立成	令和 6 年 3 月 1 日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションゆい	霧島市国分福島二丁目14-9	株式会社えん	霧島市国分福島二丁目14-9	玉城 一代	令和 6 年 3 月 1 日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションほほ笑み	鹿屋市串良町上小原4606-3宝来貸家F棟	R e t r y Z 合同会社	鹿屋市串良町上小原5286番地1	吉永 雄二	令和 6 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションパピ	曾於市末吉町南之郷字榎山4857-7	特定非営利活動法人夏の風	曾於市末吉町二之方144-4	平山 亜衣	令和 6 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションいいだっか。	奄美市名瀬末広町1-6ベルメゾン21 407	合同会社 I D K	奄美市名瀬朝仁新町18番27号	島崎 智子	令和 6 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第478号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第 8 条の 3 の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和 6 年 6 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号

2 研修及び講習の名称

- (1) クリーニング師研修 (第 1 型)
- (2) 業務従事者講習 (第 1 型)

3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所在地
令和 6 年 10 月 20 日	大島支庁 大会議室	奄美市名瀬永田町 17 番 3 号
令和 6 年 11 月 10 日	薩摩川内市川内駅コンベンションセンターSSプラザせんだい	薩摩川内市平佐一丁目 18 番
令和 7 年 1 月 26 日	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部鹿児島職業能力開発促進センター	鹿児島市東郡元町 14 番 3 号

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修 (以下「特管物研修」という。)) を含む場合にあつては, 8,000円)
- (2) 特管物研修 3,000円
- (3) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第 479 号

クリーニング業法 (昭和 25 年法律第 207 号) 第 8 条の 2 第 1 項の規定によりクリーニング師の研修を, 同法第 8 条の 3 の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和 6 年 6 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号

2 研修及び講習の名称

- (1) クリーニング師研修 (第 2 型)
- (2) 業務従事者講習 (第 2 型)

3 研修及び講習の申込受付期間並びにレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和 6 年 9 月 2 日	令和 6 年 12 月 2 日	令和 6 年 12 月 16 日

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円
- (2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第 480 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定により, くろまぐろ (小型魚) に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 6 年 6 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 都道府県別漁獲可能量について, 本県に定められた数量

23.9 トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業 (上半期)	11.7 トン

鹿児島県定置漁業（下半期）	5.2トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（上半期）	2.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（下半期）	1.8トン

鹿児島県告示第481号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和6年6月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
13.2トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県定置漁業	7.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚） 漁業	4.4トン

鹿児島県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備（中山間地域型）第二国分東地区上之段換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年6月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年6月17日から同年7月12日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備（中山間地域型）第一国分東地区野平換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年6月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年6月17日から同年7月12日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備（中山間地域型）溝辺地区宮田換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 6 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 6 年 6 月 17 日から同年 7 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）手久津久地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 6 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 6 年 6 月 17 日から同年 7 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
喜界町役場農業振興課

鹿児島県告示第486号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区	域
向山地区	次に掲げる標柱の1号から12号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と12号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	南さつま市笠沙町赤生木字向山5994番
	2号	南さつま市笠沙町赤生木字向山5987番5
	3号	南さつま市笠沙町赤生木字竹元5863番1
	4号	南さつま市笠沙町赤生木字向山5976番3
	5号	南さつま市笠沙町赤生木字竹元5866番5
	6号	南さつま市笠沙町赤生木字竹元5860番2
	7号	南さつま市笠沙町赤生木字竹元5860番1
	8号	南さつま市笠沙町赤生木字竹元5859番1
	9号 10号	南さつま市笠沙町赤生木字向山6008番1

11号	南さつま市笠沙町赤生木字向山6008番 5
12号	南さつま市笠沙町赤生木字向山5997番 1

鹿児島県告示第487号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により、免状交付事務の一部を次のとおり高圧ガス保安協会に委託した。

令和 6 年 6 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 委託に係る免状交付事務の内容

乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学（液化石油ガス）責任者免状、丙種化学（特別試験科目）責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状、第三種冷凍機械責任者免状、第一種販売主任者免状、第二種販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状に係る次に掲げる事務に関する事。

- (1) 免状の交付申請書の配布、受付及び整理
- (2) 免状の再交付申請書の配布、受付及び整理
- (3) 免状の書換え申請書の配布、受付及び整理
- (4) 免状の作成及び送付
- (5) 前号に係る免状台帳の作成、保管及び整理
- (6) その他前各号に掲げる事務に関連する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号

高圧ガス保安協会本部

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 6 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
業務用パソコンの賃貸借 1,365台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 5 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 落札金額
411,882,240円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 6 年 3 月 26 日

令和 6 年度家畜商講習会開催公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和6年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和6年6月14日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開催の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1日	令和6年7月29日（月） 午前9時から午後5時まで	鹿児島県社会福祉センター別館2階（鹿児島市 鴨池新町1番7号）
第2日	令和6年7月30日（火） 午前9時から午後5時まで	同上

2 講習内容

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項各号に掲げる事項のほか、知事が必要と認める事項

3 受講資格

制限はない。

4 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

5 講習手数料

3,300円

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 受講申請書

イ 講習手数料（3,300円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

ウ 4に該当する者にあつては、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し

(2) 受講申請書等の提出先

鹿児島県農政部畜産振興課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

7 受講申請書の提出期限

令和6年7月1日（月）

8 受講申請書等の用紙の交付

受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は、鹿児島県農政部畜産振興課、各地域振興局、各支庁及び各市町村担当課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県農政部畜産振興課（電話099-286-3226内線3225）、各地域振興局、各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月14日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（2工区）

霧島市国分上野原テクノパーク1137番75の一部、1168番21の一部、1168番33の一部、1213

番14及び1247番12

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市国分上野原テクノパーク12番2号
マイクロカット株式会社
代表取締役 高木治邦

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和6年7月7日執行の鹿児島県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を同年6月19日（ただし、年齢については同年7月7日）と定めた。

令和6年6月14日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、令和6年7月7日執行の鹿児島県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同年6月20日からと定めた。

令和6年6月14日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年6月14日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
令和6年8月26日（月）から同月30日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
令和6年8月29日（木）及び同月30日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者
 - ア 受講申込日において、最近5年間に当該警備業務の区分（以下「3号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る法第23条第

- 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年 国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。)第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
- 受講申込日において、3 号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。)又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者 (旧資格者証の交付を受けている者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当するもの
- ア 最近 5 年間に 3 号に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- 5 受講定員 (原則として、受付先着順とする。)
- (1) 新規取得講習
- 10 人 (ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。)
- (2) 追加取得講習
- 5 人 (ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。)
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
令和 6 年 7 月 2 日 (火) から同月 5 日 (金) まで
- イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
- (2) 受付場所
- ア 鹿児島県内に住所を有する者等
受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 鹿児島県外に住所を有する者
鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類
- ア 共通
講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 (申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真 (縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメートル) 1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。) 1 通

イ 新規取得講習

- (ア) 4の(1)のアに該当する者
 - a 3号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
 - b 履歴書 1通
- (イ) 4の(1)のイに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(1)のウに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 4の(1)のエに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 4の(1)のオに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

- (ア) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して3号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
- (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490

正 誤

令和6年5月7日付け鹿児島県公報第512号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	下から13行目	モザンピークティラピア	モザンビークティラピア

令和6年5月24日付け鹿児島県公報第517号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	下から24行目	奄美群島開発総括監	奄美群島振興開発総括監

令和6年3月29日付け鹿児島県公報第502号の20中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
11	下から15行目	点検及び管理状況	管理状況